

# 市立公民館ごみ収集等業務委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、市立公民館等におけるごみ収集等業務委託の委託業務要領を定めるものである。

## 2 委託業務

委託する業務内容については、次の各号に示すとおりとする。

(1) 岡山市立公民館等（以下「公民館等」という。）の当該ごみ集積所等から排出される一般廃棄物の収集運搬業務。

詳細は、可燃物（以下「焼却ごみ」という。）・不燃物（以下「埋立ごみ」という。）及び資源化物（古紙）の収集運搬業務とする。

古紙は、新聞紙・段ボール・雑誌・書籍・コピー用紙・雑紙（シュレッダー紙含む）等とする。

(2) 収集対象の公民館等は、別表のとおりとする。

## 3 委託業務の履行

業務の履行にあたっては、生涯学習課（公民館振興室）並びに各公民館職員の指示に従い、業務を常に細心の注意を払い履行するとともに、公民館運営に支障をきたさないよう十分な配慮をしなければならない。

また、業務を行うにあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」・「岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」等、ごみ収集等に関する関係法令を遵守するとともに誠実・完全に業務を履行すること。

## 4 委託業務の期間

委託業務の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 5 委託業務の内容

委託業務の内容は、次に掲げる条件のとおりとする。

(1) 次のとおり、一般廃棄物を巡回収集すること。ただし、12月28日から1月4日までの期間は除くものとする。

焼却ごみ 週1回（火曜日）、ただし、7月から9月の3ヶ月間は、  
金曜日を追加し、週2回の収集とする。

不燃（埋立）ごみ 月1回（第2月曜日、祝日と重なる場合は第3月曜日）

資源化物（古紙等） 月1回（第2月曜日、祝日と重なる場合は第3月曜日）

(2) 収集する曜日及び場所については、別途、生涯学習課公民館振興室と協議することとする。また、収集開始時間は職員出勤後の午前9時以降とする。

(3) 収集日が公民館の休館日に当たる場合は、原則その前後において振り替えて収集を行うものとし、その収集日については、別途、生涯学習課公民館振興室が指示するものとする。

(4) 収集に当たっては、円滑・安全な収集に努めるとともに、運搬中は道路等へのごみ等飛散防止に努め、交通法規を遵守すること。

## 6 収集車両等

委託業務に使用する車両については、原則、岡山市環境局届出済の許可車両とする。

## 7 ごみ等の搬入先

搬入すべき施設は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 焼却ごみ 岡山市のごみ処理施設
- (2) 不燃(埋立)ごみ 岡山市のごみ処理施設
- (3) 古紙・シュレッダーごみ 別途、生涯学習課公民館振興室が指示する施設

## 8 処分費について

岡山市処分料(消費税込み) 180円/10kg

収集対象全公民館の一般廃棄物排出量

1月当たり 3,060kg(予定)

年間 36,720kg(予定)

## 9 委託業務における経費の負担区分

委託業務における経費の負担区分は、以下のとおりとする。

- (1) 受託者において雇用する運転手・作業員及び事務員等の賃金等は受託者の負担とする。
- (2) 委託業務履行上必要な事務用品・機械工具・事務所維持管理費等は一切受託者の負担とする。
- (3) 車両代・車両燃料及び維持補修費等車両に関するすべての経費は受託者の負担とする。

## 10 委託業務の報告

受託者は、毎月、持込施設で発行された計量証明書等を添付した報告書を市に提出しなければならない。

## 11 第三者に対する損害

受託者は、委託業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。

## 12 再委託の禁止

受託者は、委託業務を第三者に委託してはならない。

## 13 秘密の保持

受託者は、委託業務履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 14 委託料の支払い

委託料は毎月払いとし、契約金額を12で除して得た金額を毎月の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは、最初の支払月に支払うものとする。

#### 15 その他協議事項

市は、収集計画の改定等により必要があるときは委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料額又は履行期間を変更する必要があるときは、市と受託者の双方が協議してこれを定める。

本仕様書に定めるもののほか、必要事項は、市と受託者協議のうえ決定するものとする。

## 別 表

館 名	所 在 地
操山公民館	岡山市中区国富三丁目9番12号
岡南公民館	岡山市南区若葉町22番16号
岡西公民館	岡山市北区下伊福西町1番48号
北公民館	岡山市北区津島東一丁目3番14号
西大寺公民館	岡山市東区向州1番1号
上南公民館	岡山市東区君津636番地
一宮公民館	岡山市北区一宮638番地1
津高公民館	岡山市北区栢谷1677番地
高松公民館	岡山市北区津寺104番地
吉備公民館	岡山市北区庭瀬416番地
妹尾公民館	岡山市南区箕島1025番地1
福田公民館	岡山市南区古新田1186番地
上道公民館	岡山市東区東平島191番地
興除公民館	岡山市南区中畦589番地1
藤田公民館	岡山市南区藤田508番地
大元公民館	岡山市北区大元上町10番31号
東公民館	岡山市中区高屋344番地1
南公民館	岡山市南区芳泉三丁目2番2号
旭東公民館	岡山市東区西大寺松崎310番地1
操南公民館	岡山市中区藤崎201番地4
山南公民館	岡山市東区邑久郷688番地
福浜公民館	岡山市南区福富中一丁目16番22号
富山公民館	岡山市中区福泊246番地1
芳田公民館	岡山市南区西市96番地1
高島公民館	岡山市中区国府市場99番地5
京山公民館	岡山市北区伊島町二丁目9番38号
光南台公民館	岡山市南区宮浦1324番地
御南西公民館	岡山市北区田中157番地110
岡山中央公民館	岡山市北区蕃山町6番53号
東山公民館	岡山市中区平井四丁目13番33号
岡輝公民館	岡山市北区旭本町1番80号
御津公民館	岡山市北区御津字垣1629番地
瀬戸公民館	岡山市東区瀬戸町瀬戸54番地
万富公民館	岡山市東区瀬戸町万富257番地